

社会保険労務士法人 シャイン 2022年11月 web通信 「確認しておきたい 給与計算・社会保険の基本！」



令和4年11月29日

※聴講者はカメラ・マイクオフをお願いします

※質問は常時「チャット」にてお受けします

※終了時 アンケートへのご協力もお願いします！



講師紹介

★プロフィール

中村 仁（特定社会保険労務士）

趣味 ギター、映画鑑賞、ちょっとだけゴルフ



★社会保険労務士法人シャイン

経営理念 輝く「人財」づくりに挑戦し続け
お客様と「喜び」「幸せ」を共有する

事務所所在地 山梨県身延町

社歴 平成22年10月開所（平成28年10月法人化）

事務所体制 社労士2名、職員2名 計4名

評価が変わる。社員が変わる。会社が変わる。

中小企業に特化した「人事評価制度」コーチング

★事務所の特徴

- ・山梨県、静岡県で相談実績300社以上。
- ・労務管理に特化、トラブル予防型の労務管理を提案。
- ・「人事のお医者さん（A4一枚評価制度）」
中小企業向け人事・賃金制度構築のサポート。
- ・ペーパーレス、テレワークなどを社内のDX化を積極的に実施。
近時はzoomを用いた研修を数多く実施。

人事のお医者さん





本日の内容

【給与計算関係】

- ・ 割増賃金の基礎単価の算出方法は？
- ・ 割増賃金の料率は？

【社会保険関係】

- ・ 社会保険の全体像、保険料について
- ・ 社会保険等に関する疑問など



割増賃金の基礎単価の算出方法は？

$$\text{割増賃金額} = \boxed{\text{1時間当たりの賃金額 (注3)}} \times \text{時間外労働、休日労働、または深夜労働を行わせた時間数} \times \text{割増賃金率}$$

(注1) 中小企業については当分の間、適用が猶予されます。

(注2) 時間外労働が深夜業（午後10時から午前5時まで）となった場合は5割以上（2割5分+2割5分）、休日労働が深夜業となった場合は6割以上（3割5分+2割5分）の割増賃金を支払う必要があります。

(注3) 1時間当たりの賃金額は、月給制の場合、次のように計算します。
月の所定賃金額 ÷ 1か月の（平均）所定労働時間数

(注3) は独自の計算方法を取っている会社があるので再確認！
月給制を取る会社は自社の「**年総労働時間、月平均所定労働時間**」を知っていないと計算は出来ない！

【例】 所定額÷月平均労働日数÷1日時間...など



月の所定賃金額とは？

基本給、その他 通常支払う手当などの合計

【例】

月給	20万円
家族手当	3万円
資格手当	2万円
通勤手当	1万円
時間外勤務手当	2万円…×
休日勤務手当	1万円…×

計 26万円で月平均所定が173Hなら**1,503円**が基礎単価
法的には家族、通勤は除いてよいので、**1,272円**

※歩合・成果で払うようなものは基本、所定賃金に含まれる
(次頁参照)



割増賃金 基礎単価から除ける手当等

- ① 家族手当
- ② 通勤手当
- ③ 別居手当
- ④ 子女教育手当
- ⑤ 住宅手当
- ⑥ 臨時に支払われた賃金
- ⑦ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

実務的には①、②、⑤、⑥、⑦
がよくある
「かつべしじゅうりいち」

①～⑦は、例示ではなく、限定的に列挙されているものです。これらに該当しない賃金は全て算入しなければなりません。

「限定列挙」なので、これ以外の手当は原則除けない！

成果・歩合などで金額が増減する手当は基礎単価への影響もある為、基礎単価に含めるか、賞与などの一時金で処理を検討。

例 皆勤手当、販売手当（販売量に応じて）、
現場手当（現場に出た回数）など



手当支給時の注意点

① 家族手当		
割増賃金の基礎から除外できる家族手当とは、 扶養家族の人数またはこれを基礎とする家族手当額を基準として算出した手当 をいいます。		
具体例	除外できる例	扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に応じて支給するもの。 (例) 扶養義務のある家族1人につき、1か月当たり配偶者1万円、その他の家族5千円を支給する場合。
	除外できない例	扶養家族の有無、家族の人数に関係なく一律に支給するもの。 (例) 扶養家族の人数に関係なく、一律1か月1万5千円を支給する場合。
② 通勤手当		
割増賃金の基礎から除外できる通勤手当とは、 通勤距離または通勤に要する実際費用に応じて算定される手当 をいいます。		
具体例	除外できる例	通勤に要した費用に応じて支給するもの。 (例) 6か月定期券の金額に応じた費用を支給する場合。
	除外できない例	通勤に要した費用や通勤距離に関係なく一律に支給するもの。 (例) 実際の通勤距離にかかわらず1日300円を支給する場合。
③ 住宅手当		
割増賃金の基礎から除外できる住宅手当とは、 住宅に要する費用に応じて算定される手当 をいいます。		
具体例	除外できる例	住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給するもの。 (例) 賃貸住宅居住者には家賃の一定割合、持家居住者にはローン月額の一定割合を支給する場合。
	除外できない例	住宅の形態ごとに一律に定額で支給するもの。 (例) 賃貸住宅居住者には2万円、持家居住者には1万円を支給する場合。

3つとも「一律」のような扱いは除外不可。

住宅手当は除外出来ないものを除外してしまい、未払い賃金の上乗せをされるケースが多い！



割増賃金の料率は？

割増賃金は3種類

種 類	支払う条件	割増率
時 間 外 (時間外手当・残業手当)	法定労働時間(1日8時間・週40時間)を超えたとき	25%以上
	時間外労働が限度時間(1か月45時間、1年360時間等)を超えたとき	25%以上 (※1)
	時間外労働が1か月60時間を超えたとき(※2)	50%以上 (※2)
休 日 (休日手当)	法定休日(週1日)に勤務させたとき	35%以上
深 夜 (深夜手当)	22時から5時までの間に勤務させたとき	25%以上

(※1)25%を超える率とするよう努めることが必要です。

(※2)中小企業については、2023年4月1日から適用となります。

出所：厚生労働省「割増賃金編」

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000501860.pdf>



実際の計算について

【原則パターン：3 1日、1日8時間勤務 週1日休み、時給1,000円】

日	月	火	水	木	金	土
8	8	8	-	8	8	8
8	8	8	-	8	8	8
8	8	8	-	8	8	8
8	8	8	-	8	8	8
8	8	8				

①所定労働	②時間外	③休日出勤
40	8	
40	8	
40	8	
40	8	
24		
184	32	0

計算：184×1,000+32×（1,000×1.25）=224,000円

40H超は漏れがち

【残業ありパターン：木曜に2時間残業、週1日休み】

日	月	火	水	木	金	土
8	8	8	-	8+2	8	8
8	8	8	8	8+2	8	8
8	8	8	-	8+2	8	8
8	8	8	-	8+2	8	8
8	8	8				

1.35は週1日の
(法定) 休日勤務のみ

①所定労働	②時間外	③休日出勤
40	10	
40	10	8
40	10	
40	10	
24		
184	40	8

計算：184×1,000+40×（1,000×1.25）+8×（1,000×1.35）=244,800円



月60時間超の割増率変更（2023.4～）

（2023年3月31日まで）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50%（2010年4月から適用）
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

（2023年4月1日から）

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。



月60時間超の割増率変更（2023.4～）

（就業規則の記載例）

（割増賃金）

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

（1） 1 か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1 か月は毎月1日を起算日とする。

① 時間外労働 6 0 時間以下 2 5 %

② 時間外労働 6 0 時間超 5 0 %

（以下、略）



月60時間超の割増率変更（2023.4～）

算出例

- > 1か月の起算日は毎月1日
- > 法定休日とは日曜日
- > カレンダー中の青字は、時間外労働時間数

- > 時間外労働の割増賃金率
60時間以下・・・25%
60時間超・・・50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑
法定休日労働

↑
月60時間を超える時間外労働

割増賃金率

- ◆ 時間外労働（60時間以下）
- ◆ 時間外労働（60時間超）
- ◆ 法定休日労働

- カレンダー白色部分 = 25%
- カレンダー緑色部分 = 50%
- カレンダー赤色部分 = 35%



規則上の注意点等

① 1 時間単価は下記の計算により算出する。

$(\text{基本給} + \text{通勤手当} + \text{家族手当}) \div \text{月平均所定労働時間}$

② 次の場合、割増賃金を支給する。

所定労働時間を超えて働かせる場合、1.25…

⇒法定労働時間？

所定休日に働かせる場合、1.35…

⇒法定休日？

※規則に規定することで、法律を上回る措置を労働契約に盛り込むことになる。



「社会保険」の定義

社会保険とは？

病気・ケガ、老後の資金不足、失業などの国民生活における万が一のリスクに備えるための**公的保険制度**。

日本国憲法第25条1項に定められている「**すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。**」の精神のもと、国民に「最低限度の生活を保障」するために、リスクに備えるのが社会保険の目的。

【 「広義」の社会保険 】

「狭義」の社会保険

- ①各種年金保険（国民年金、厚生年金…）
- ②医療保険（健康保険、国民健康保険）
- ③介護保険

「労働保険」

- ④雇用保険
- ⑤労災保険



社会保険に関する全体像

	労 働 保 険		社 会 保 険													
保険種類	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		国民健康保険		国民年金					
対 象	労働者				法人の事業主と労働者				個人事業の事業主と労働者							
保険者	政 府				全国健康 保険協会		健康保険 組合		政 府		市町村		国民健康 保険組合		政 府	
窓 口	労働基準監督署		公共職業安定所		全国健康保険 協会		健康保険 組合		年金事務所		市町村		国民健康 保険組合		市町村	
保険事故	業務上及び通勤途上 の病気・けが・死亡		失 業 など		業務外の病気・けが・死 亡・分娩				老齢、障害、死亡		病気・けが・死亡・ 分娩				老齢、障害、 死亡	
給 付	・療養（補償）給付 ・休業（補償）給付 ・障害（補償）給付 ・遺族（補償）給付 ・傷病（補償）年金 ・介護（補償）給付 など		●求職者給付 （基本手当等） ●就職促進給付 （再就職手当等） ●教育訓練給付 ●雇用継続給付 （高年齢雇用継 続給付等） など		●傷病給付 （療養の給付、療養費、 傷病手当金、高額療養 費）等 ●出産給付 （出産育児一時金、出産 手当） ●死亡給付 （埋葬料等） など				・老齢厚生年金 ・障害厚生年金 ・遺族厚生年金 など		●傷病給付 （療養の給付、療養 費、高額療養費 等） ●出産給付 （出産育児一時金） ●死亡給付 （埋葬費） など				・老齢基礎年金 ・障害基礎年金 ・遺族基礎年金 など	
保険料の負 担者	事業主		事業主と被保険者（労使で折半）						被保険者（全額自己負担）							



各種保険料（R4.11月現在）

保 険	全 体	事業主負担	従業員負担
労災保険（業種による）	-	2.5～88／1000	なし
雇用保険（業種による）	13.5～16.5／1000	8.5～10.5／1000	5～6／1000
健康保険（山梨県）	9.66／1000	48.3／1000	48.3／1000
介護保険（全国同一）	16.4／1000	8.2／1000	8.2／1000
厚生年金保険	183.00／1000	91.50／1000	91.50／1000

■月給20万円の保険料（山梨県：小売り・介護保険あり）

	労災保険	雇用保険	健康保険 (介護保険込)	厚生年金	児童手当	合 計
事業主負担	600円	1,700円	11,300円	18,300円	720円	32,620円
従業員負担	負担なし	1,000円	11,300円	18,300円	負担なし	30,600円
合 計	600円	2,700円	22,600円	36,600円	720円	63,220円



保険料の清算

【社会保険】

毎月当月分を翌月末日に徴収

●保険料の決定

定時決定…毎年4～6月支給の賃金額で決定⇒9月反映

随時改定…標準報酬 2等級以上の変更（次ページ）

●保険料の改定…毎年3月に健康・介護保険料の改定

【労働保険】

毎年7月に労働保険 年度更新により清算

確定保険料の清算と概算保険料の先払いを行う

●保険料の決定・改定

確定保険料…前年4月～3月までの賃金額×保険料

概算保険料…4月～翌年3月までの賃金見込額×保険料



標準報酬月額表

令和3年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和3年3月分～ 適用
・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
・介護保険料率: 令和3年3月分～ 適用
・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(山梨県)

(単位: 円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.79%		11.59%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
等級	月額	円以上	円未満						
1	58,000	～	63,000	5,678.2	2,839.1	6,722.2	3,361.1		
2	68,000	63,000	73,000	6,657.2	3,328.6	7,881.2	3,940.6		
3	78,000	73,000	83,000	7,636.2	3,818.1	9,040.2	4,520.1		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,615.2	4,307.6	10,199.2	5,099.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,594.2	4,797.1	11,358.2	5,679.1	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,181.6	5,090.8	12,053.6	6,026.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,769.0	5,384.5	12,749.0	6,374.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,552.2	5,776.1	13,676.2	6,838.1	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,335.4	6,167.7	14,603.4	7,301.7	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,118.6	6,559.3	15,530.6	7,765.3	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,901.8	6,950.9	16,457.8	8,228.9	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,685.0	7,342.5	17,385.0	8,692.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,664.0	7,832.0	18,544.0	9,272.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,643.0	8,321.5	19,703.0	9,851.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,622.0	8,811.0	20,862.0	10,431.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,601.0	9,300.5	22,021.0	11,010.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,580.0	9,790.0	23,180.0	11,590.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,538.0	10,769.0	25,498.0	12,749.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,496.0	11,748.0	27,816.0	13,908.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,454.0	12,727.0	30,134.0	15,067.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,412.0	13,706.0	32,452.0	16,226.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	29,370.0	14,685.0	34,770.0	17,385.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	31,328.0	15,664.0	37,088.0	18,544.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	33,286.0	16,643.0	39,406.0	19,703.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	35,244.0	17,622.0	41,724.0	20,862.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	37,202.0	18,601.0	44,042.0	22,021.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	40,139.0	20,069.5	47,519.0	23,759.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	43,076.0	21,538.0	50,996.0	25,498.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	46,013.0	23,006.5	54,473.0	27,236.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	48,950.0	24,475.0	57,950.0	28,975.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	51,887.0	25,943.5	61,427.0	30,713.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	54,824.0	27,412.0	64,904.0	32,452.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	57,761.0	28,880.5	68,381.0	34,190.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	60,698.0	30,349.0	71,858.0	35,929.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	63,635.0	31,817.5	75,335.0	37,667.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	66,572.0	33,286.0	78,812.0	39,406.0		
37	710,000	695,000	730,000	69,509.0	34,754.5	82,289.0	41,144.5		
38	750,000	730,000	770,000	73,425.0	36,712.5	86,925.0	43,462.5		
39	790,000	770,000	810,000	77,341.0	38,670.5	91,561.0	45,780.5		
40	830,000	810,000	855,000	81,257.0	40,628.5	96,197.0	48,098.5		
41	880,000	855,000	905,000	86,152.0	43,076.0	101,992.0	50,996.0		
42	930,000	905,000	955,000	91,047.0	45,523.5	107,787.0	53,893.5		
43	980,000	955,000	1,005,000	95,942.0	47,971.0	113,582.0	56,791.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	100,837.0	50,418.5	119,377.0	59,688.5		
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	106,711.0	53,355.5	126,331.0	63,165.5		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	112,585.0	56,292.5	133,285.0	66,642.5		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	118,459.0	59,229.5	140,239.0	70,119.5		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	124,333.0	62,166.5	147,193.0	73,596.5		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	130,207.0	65,103.5	154,147.0	77,073.5		
50	1,390,000	1,355,000	～	136,081.0	68,040.5	161,101.0	80,550.5		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。



社保 随時改定（月額変更届）

↑ 増 ↓ 減 ○ 該当する × 該当しない

報酬	固定的賃金	↑	↑	↑	↓	↓	↓	変動の原因
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↓	↑	↑	
3か月の報酬の平均額 (2等級以上の差)		↑	↑	↓	↓	↓	↑	変動の結果
月額変更 (随時改定)		○	○	×	○	○	×	

変動の原因である「固定的賃金」と変動の結果の「報酬の平均」の矢印が同じ向きするとき、随時改定が必要になります。

■ 保険料の変更は固定的賃金変動月から4カ月後

例：月額20万円の方が、8月支払いから**24万円に昇給**

8～10月の平均が**2等級アップ**⇒**11月保険料（12月末納入）から変更**

【固定的賃金の変動例】

- ・ 昇給（ベースアップ）、降給（ベースダウン）
- ・ 給与体系の変更（日給から月給への変更等）
- ・ 日給や時間給の基礎単価（日当、単価）の変更
- ・ 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- ・ 住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更



R4.10～ 雇用保険料率 変更

- ・ 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
- ・ 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
- ・ 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

<令和4年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

事業の種類 負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	① + ② 雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類 負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	① + ② 雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000



労働保険の算定基礎賃金報告

令和3年度 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表 / 令和4年度 概算保険料(雇用保険分)算定内訳 ※ 概算・確定保険料・一般拠出金申告書(事業主控)と一緒に保管してください。
(算定期間 令和3年4月～令和4年3月) (算定期間 令和4年4月～令和5年3月)

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	出向者の有無		事業の名称	電話	事業の所在地	郵便番号	具体的な業務又は作業の内容
						受	出					
					0 0 0							

区分 月	労災保険および一般拠出金(対象者数及び賃金)								雇用保険(対象者数及び賃金)							
	(1) 常用労働者		(2) 役員で労働者扱いの人		(3) 臨時労働者		(4) 合計((1)+(2)+(3))		被保険者				(7) 合計((5)+(6))			
	常用労働者のほか、パート、アルバイトで雇用保険の資格のある人を含まず。	実質的な役員報酬分を除きます。	(1)(2)以外の全ての労働者(パート、アルバイトで雇用保険の資格のない人)を記入してください。						(5) 常用労働者、パート、アルバイトで雇用保険の資格のある人(日雇労働被保険者に支払った賃金を含む)	(6) 役員で雇用保険の資格のある人(実質的な役員報酬分を除きます)						
	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)		
令和 3 年 4 月							0	0					0	0		
5 月							0	0					0	0		
6 月							0	0					0	0		
7 月							0	0					0	0		
8 月							0	0					0	0		
9 月							0	0					0	0		
10 月							0	0					0	0		
11 月							0	0					0	0		
12 月							0	0					0	0		
令和 4 年 1 月							0	0					0	0		
2 月							0	0					0	0		
3 月							0	0					0	0		
賞与 年 月																
賞与 年 月																
賞与 年 月																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

支給月ではなく、当該月の労働に支給される賃金を記入。

【例】

令和3年4月の欄には「**令和3年4月1日～4月30日**」の間の労働に関する賃金を記入。



社会保険 被保険者の加入要件

	保険種類	加入要件
労働保険	労災保険	特になし
	雇用保険	① 31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること。 具体的には、次のいずれかに該当する場合。 ・ 期間の定めがなく雇用される場合 ・ 雇用期間が31日以上である場合 ・ 雇用契約に更新規定があり、31日未満での雇止めの明示がない場合 ・ 雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績がある場合 ② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
社会保険	健康保険 (介護保険)	1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上 (例：1週の所定労働時間が40時間であれば、週30時間以上勤務者) ※介護保険は40歳～64歳の間、加入。 ※一定の要件を満たす場合は、短時間労働者に対する被保険者制度あり。
	厚生年金保険	



社会保険 加入要件にかかる注意点

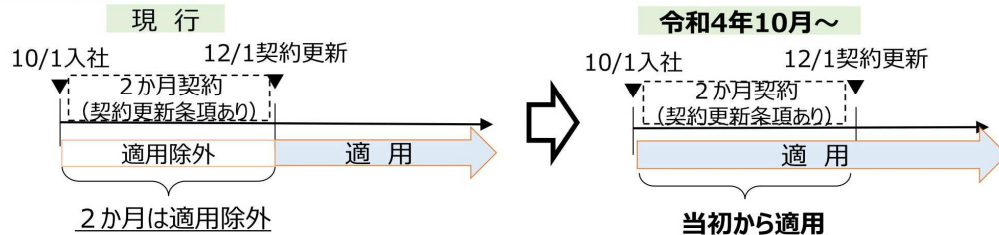
(1)雇用期間が2か月以内の場合における取扱いが変更になります

現在は、2か月以内の期間を定めて雇用される方は社会保険の適用除外とされていますが、**令和4年10月以降は、当初の雇用期間が2か月以内であっても、以下のいずれかに該当する方は雇用期間の当初から社会保険の加入**となります。

【雇用期間が2か月以内であっても適用される場合】

- ア 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合
- イ 同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

アの場合の例



(2)短時間労働者の勤務期間要件が一般の被保険者と同様になります

令和4年10月に、短時間労働者の適用要件の1つである「勤務期間1年以上」の要件が撤廃されます。これにより**短時間労働者の勤務期間要件は一般の被保険者と同様**になり、上記(1)と同様に、**雇用期間の見込みが2か月超の場合などは適用対象**となります。

【短時間労働者の適用要件】

- ① 週労働時間20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上
- ③ **勤務期間1年以上見込み**
- ④ 学生は適用除外

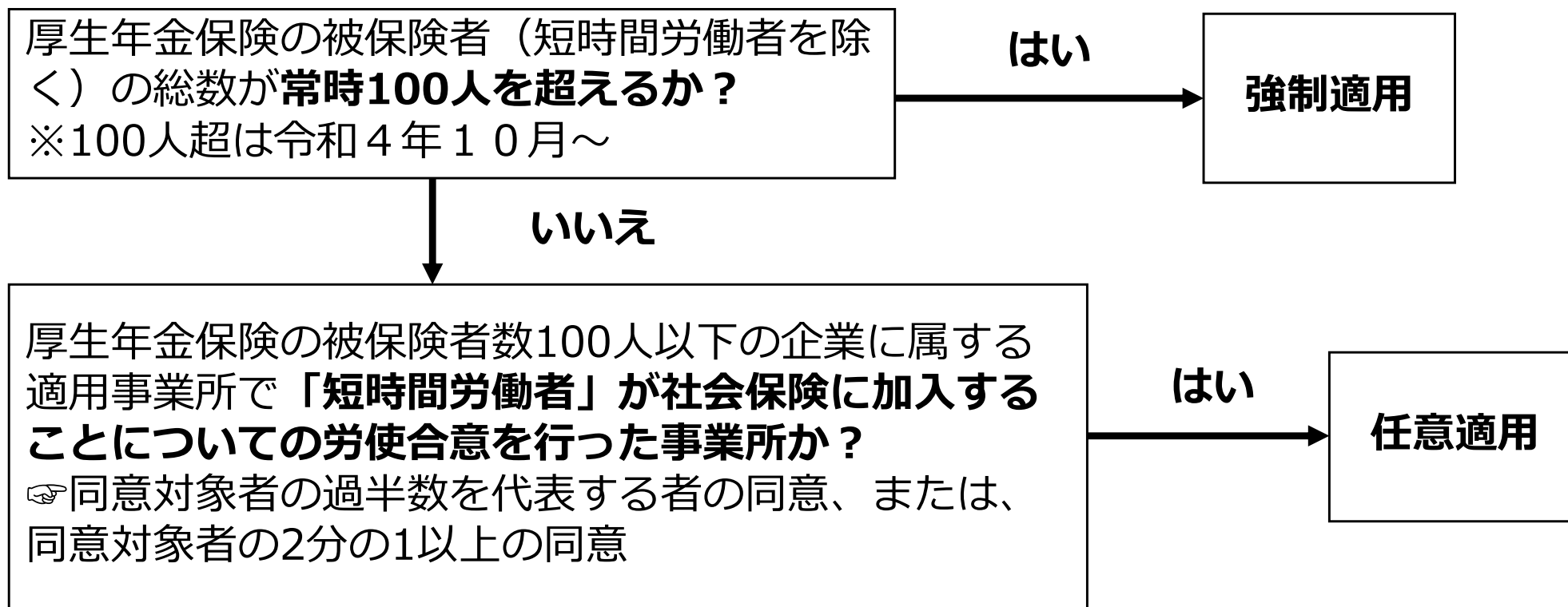
令和4年10月に撤廃

一般の被保険者と同様の勤務期間要件となり、上記(1)ア、イのケースなどは適用対象

2か月以内の契約すべてがNGではなく、あくまで契約更新がありうる2か月契約はNG



社会保険 短時間労働者（週20時間以上）の社保加入



【被保険者の要件（強制・任意共通）】

- (1) 週の所定労働時間が20時間以上であること
- (2) 継続して2カ月を超えて使用される見込みあり
- (3) 賃金の月額が8.8万円以上であること
- (4) 学生でないこと



短時間労働者 今後のスケジュール

適用要件早見表

対象	平成28年10月～令和4年9月末日	令和4年10月～（現行）	令和6年10月～（改正）
特定適用事業所	被保険者の総数が常時500人超	被保険者の総数が常時100人超	被保険者の総数が常時50人超
短時間労働者	1週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	継続して1年以上使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み	変更なし
	学生でないこと	変更なし	変更なし



保険加入のよくある疑問

Q.会社が加入者を選択できるの？

A.会社は選択できません！

要件に当てはまるかどうかで判断します。
（その為、意識的な雇用契約は必須）。

適正に加入していない場合、遡っての適用
（保険料等も過去分徴収あり）もある為、
適正な加入が必要。

保険関係は適正に処理しないと、本人が給付
対象なのに、給付を受けられないとなった時
に揉める場面が出てくる。



保険加入のよくある疑問

Q. 社会保険料の変更のタイミングは？

A. 当該会社によって異なります。

保険料納入のタイミングが当月分翌月末なので、一般的には当月分を翌月支給の給料から天引きするケースが多いです。

1 1月分の保険料は1 2月支給の給料で天引き⇒1 2月末納入

当月分当月天引きの会社は退職のタイミングで返金があったりするので、注意が必要です。



保険加入のよくある疑問

Q.保険加入のメリット・デメリットは？ (特に社会保険)

A.労働者側のデメリットはほぼないと思われます。

デメリットは会社の負担増、本人の手取り減。

- ・労働保険は「労働者保護」が趣旨ですので、要件を満たす場合は加入は必須です。
- ・社会保険は会社の負担増が最も検討される内容？
- ・社保加入も本人休業時の傷病手当金、出産時の所得補償など。
- ・厚生年金の方が国民年金よりも手厚い保護。
- ・労働者は社保加入を目安にするケースも多い？



保険加入のよくある疑問

Q.社会保険（健康保険）の加入期間と保険料について

A.保険の加入期間は原則「月単位」ですが、保険証については「加入日～喪失日の前日」まで有効。

加入期間（月）は加入日の属する月～退職日の翌日を含む月の前月まで（月末退職者は注意）。

健康保険証が使用できなくなる日（資格喪失日）

お勤めされている方（被保険者）

- ①退職日の翌日
- ②75歳に到達した日
- ③死亡した日の翌日

任意継続被保険者の方

- ①任意継続保険に加入した日から2年経過した日
- ②再就職等で新たな健康保険に加入された日
- ③納付期限内に保険料を納められなかった場合は、納付期限の翌日
- ④75歳に到達した日
- ⑤死亡した日の翌日

被保険者（任意継続被保険者）のご家族の方（被扶養者）

- ①就職された場合や一定の収入を超えたことにより被扶養者でなくなった日
- ②75歳に到達した日
- ③死亡した日の翌日

※被保険者（任意継続被保険者）が資格喪失した場合は、被扶養者も同日をもって資格喪失となります。



保険加入のよくある疑問

Q.〇〇歳到達日とは？

A.「〇〇歳の誕生日の前日」となります。

その為、前頁75歳に到達した日 = 75歳の誕生日の前日となります。

同じ様な例で「定年は〇〇歳に達した日」と規定している場合、誕生日が11/29であれば、11/28が〇〇歳到達日 = 定年退職日となり、11/29以降、出勤しなくてよいこととなります。

同じ様な規定で「定年は〇〇歳の誕生日」とすれば、上記例だと11/29まで勤務となります。



「人事のお医者さん」 人事制度構築士



人事制度構築士



A4一枚
評価制度

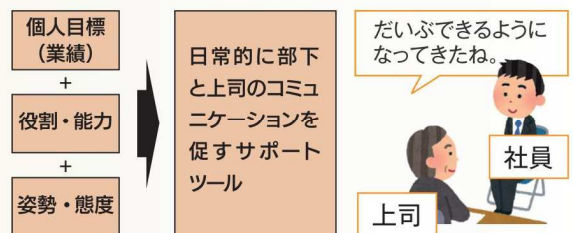
等級制度

社員の役割。スキルに応じた『役割等級』を設定します。
求められる役割・能力を明示し向上心を高めます。
又、人材採用時には将来への安心を提示できます。



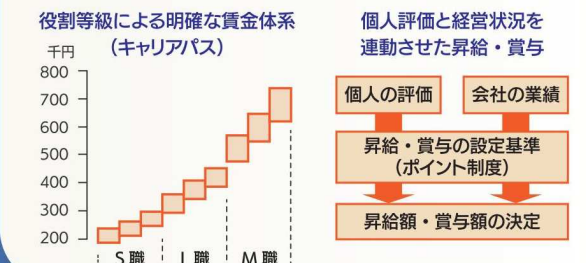
評価制度

『業績目標』に加え『役割・スキル』『姿勢・態度』面でも目標を示し、会社が期待する人材像を伝え、定期的なフィードバックで成長を促します。(上司も部下も成長)



賃金制度

等級制度・評価制度と連動した賃金体系を設定します。
社員の現状の立ち位置・評価に基づいた明確な賃金体系(キャリアパス)を示し、納得性と成長意欲を醸成します。



中小企業向けの「業績向上」を得意とする人事制度。
「人事制度の学校」の人事制度構築士として活動中！





参加の皆様へ

■お試し相談（無料）

来所またはzoomによりお受けします。

アンケート、メール、HP、お電話にてお問合せください。

■無料web通信 ご紹介ください！

実務に役立つ情報を毎月ご提供します

登録フォーム

<https://www.itm-asp.com/form/?3285>

【次回web通信 令和5年1月24日（火）】

『人事制度構築士「A4一枚評価制度」とは？』

14時～15時 参加費：無料

本日のアンケートから申し込み可能です！！



顧問先様はweb通信の録画がいつでも見られます！

The screenshot shows the website of the Social Insurance Labor Consultant Office Shain. The header includes the company logo and name in Japanese and English. A navigation menu at the top contains links for Home,经营理念,事務所概要,対応業務,料金表,よくある質問, BLOG, お問い合わせ, and 顧問先様限定 (highlighted with a red box). Below the navigation is a large orange banner with the text "顧問先専用ページ". Underneath the banner, a breadcrumb trail reads "HOME > 顧問先専用ページ". The main content area is divided into two columns. The left column contains contact information for the office, including the phone number 0556-62-2710 and the address in Yamanashi Prefecture. It also features a button for downloading the company brochure. The right column displays a message stating that the content is password-protected and provides a password input field and a "パスワード送信" button. A red arrow points from the "顧問先様限定" link in the navigation menu to the password-protected area. At the bottom of the right column, there is a note about contacting the office via a contact form if the password is forgotten.

社会保険労務士法人シャイン
Social Insurance Labor Consultant Office Shain

ホーム 経営理念 事務所概要 対応業務 料金表 よくある質問 BLOG お問い合わせ 顧問先様限定

顧問先専用ページ

HOME > 顧問先専用ページ

社会保険労務士法人シャイン
電話 0556-62-2710 (代)
月～金 9:00～18:00
〒409-2531
山梨県南巨摩郡身延町梅平2532-3

会社案内パンフレット
PDFダウンロード

このコンテンツはパスワードで保護されています。
閲覧するには以下にパスワードを入力してください。

パスワード送信

パスワードがわからない場合は、[お問合せフォーム](#)よりお問合せください。

**パスワードは別途連絡しております。
ご不明な場合は、お気軽にご連絡ください。**



御清聴ありがとうございました！

【社会保険労務士法人 シャイン】

**職場の安心感の架け橋となり
成長する「人・組織づくり」に貢献する**

就業規則の見直し、賃金設計
労務管理など、お気軽にお問合せ下さい。
(顧問契約、スポット対応あり)

TEL 0556-62-2710 FAX 0556-62-3620

<http://sr-shain.com/>

info@sr-shain.com

LINE ID shainsr